時事新報定價

時事新報は毎號十面乃至十六面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外郵送には此他に掲ぐる郵送料を要す）

一號 武錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六十錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金 一旦受取りたる前金は凡て郵便を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報郵送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾 三 錢

二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する臘[illegible]國 一箇月 金 六 拾錢

三 北米合衆國、[illegible]加奈陀、布哇諸島 一箇月 金三 拾錢

四 香港を經て郵送する亞[illegible]港、大[illegible]、[illegible]洲 一箇月 金六拾五錢

五 [illegible] 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字十四字詰	一日限 六日迄	二日以上 七日以上
一行	付	十七錢 十六錢 十五錢

社説

私設鐵道の監督

官設鐵道の實跡を見れば十數年來殆んど改良進歩の跡なく聊かの出水にも一週間二週間の不通を致しながら豫防の用意さへも行届かずして一般人民の迷惑少なからず斯る有樣にて將來若しくは國家の爲めに不利なれば斷然民間に賣却す可しとは我輩が[illegible]當局者に勸告したる所なるが扨いよ〳〵賣却を斷行して民有と爲す暁には固より之に對する相當の取締法なかる可らず前日も論じたる如く民設鐵道は利益を專一として營業するが故に乘客は勿論荷物の取扱に至るまでも熱心に種々の便法を工夫する他の一方には亦自から種々の欠點もありて會社の自由に一任し置きて少なからざれば賣渡に關重の條件を附する其上に監督の權は堅く政府の手に握りて苟めにも放縱の擧動を許す可らず左れば一切の官設鐵道は賣却するも鐵道局は今日のまゝに存し置くのみならず尚ほ一層權限を擴張して技師の如きも其數を增し全國鐵道會社の[illegible]より營業事務に至るまで嚴重なる檢査を施行し若し[illegible]にても不[illegible]れば[illegible]して改正せしめ或は次第に由りては[illegible]止を命ず可し其[illegible]は今の鐵道局に[illegible]を[illegible]し[illegible]行に[illegible]は[illegible]を[illegible]止むると[illegible]要なる[illegible]は[illegible]の[illegible]に[illegible]るものは[illegible]して假令ひ一會社の所有に係る[illegible]は[illegible]の[illegible]に[illegible]するものなれば政府が[illegible]の[illegible]して嚴重の[illegible]を行ふは當然の[illegible]なりと云ふ可し斯くて今の官設鐵道を悉く賣却したる其代金の始末は如何[illegible]と云ふに[illegible]の[illegible]る[illegible]上る可きのみか[illegible]進歩[illegible]の激しき世界に在ては武器の如きも日々改良を見るみとなれば精鋭なる武器の發明に接して之れを得んと望む其趣は婦人が一の衣裳を製すれば直ちに他の衣裳を望み流行の品を見て多々ます〳〵之を得んと欲するが如く到底償金にて足るべきに非ず海陸軍の擴張は目下の急務にして第一の必要は金にあそわれば鐵道賣渡の代金を擴張費に使用するは最も適當のみとなる可し即ち官設鐵道の賣却は一方には不完全の鐵道を改良し一方には軍備擴張の資金を得るものにして一擧兩得の良策におそわれば我輩は國家の爲めに其得策を認めて敢て斷行を躊躇するものなり

○通貨と新事業の關係　大藏省は戰後の通貨を二億圓前後にて相當と認め居る由なるも今日の如く各種の事業興起して續々資本金を收集する時に於ては他日或は通貨に不足を感ずるあらんわるべしと懸念する向もある由なるが今[illegible]に[illegible]せし某經濟學士の說に依れば近年日本の通貨は漸次に增加して本年六月末の通貨額を以て昨年同月末の通貨額に比すれば三千二百餘萬圓增加し通貨にわらずして殆んど通貨と同一の働きをなし居る商業手形公債證書及び各種の株券類の增加は實に著るしきみとなり本年上半期間に於ける東京手形交換所の取組高は一億八千四百萬圓に達し昨年上半期間の取組高に比すれば五千三百餘萬圓を增加し戰爭前即ち二十六年の上半期間に比すれば一億一千四百萬圓增加せり公債證書に在ては軍事公債一億二千萬圓の發行わり各鐵道會社を始め各會社の株券にして其後拂込みの增加し又は新に拂込まれたる額少なからず是等の商業手形、公債證書、株券類は何れも銀行に就て割引を求め銀行は又之を日本銀行に擔保として融通すれば是等は殆んど通貨と同一の働きをなし居るものと云ふべし左れば今日を以て戰爭前の二十六年頃に比すれば通貨の增加は差して多からざるべきも殆んど通貨と同一の働きをなし居る商業手形、公債證書、株券類は非常の增加なれば各種の會社にして起れば隨て其會社の株券を以て融通を求め融通を求めては拂込みをなし拂込みをなしては亦融通を求むる故通貨は僅少なるも轉々して巧に此勢與せる各會社を成立せしむるに至るべしと雖も此際若しも一[illegible]ある時は株式類及び公債證書の如き漸次下落し商業手形も又疑惧するに至るべければ通貨は俄に減縮したるに同じく經濟社界は少なからぬ[illegible]を受るに至るべし斯るみとは萬なきみとなるべけれど銀行業中には[illegible]の結果未だ株金の拂込みだになき[illegible]の如きものを抵當として貸付をなし居る向もある由なれば是等は頗る注意すべきみとならんと云へり

○神戸基隆間運賃引下　神戸基隆間航海同盟汽船は兼て[illegible]改正する筈なりしが右は愈々來る十日より實行するよし其改正の要を聞くに從來の乘客賃錢は下等十[illegible]圓なりしを九圓に中等十五圓を十四圓に上等二十[illegible]圓を二十一圓に引下げ貨物運賃は五才以下一圓[illegible]を[illegible]六十錢に改めたりと云ふ

○上[illegible]者の御料局[illegible]下運動　前日[illegible]たる如く大阪の[illegible]、小林八郎兵衞氏等の[illegible]て御料局[illegible]所の[illegible]下に[illegible]らんと先日來同志者と內談を遂げたるに百五十名許りの贊成を得たるを以て去る三日夜大阪ホテルに於て會合せり出席者七十餘名にて種々協議の末一の同盟會を組織し入會希望者即ち會員より加入證據金として一名に付き三十圓宛を八月二十五日迄に差出さしめ尚ほ入札保證金として發起者は各自千圓宛銀行に預け置き鑛山及び製鍊所の維持料一萬圓は發起者中の委員より取換へ置くみとに決定したるよし萬一落札せざる時は此運動に關する一切の入費を差引きたる殘額を會員に返却し又落札したる場合には株式會社を起して營業する筈なりと云ふ

○府下の虎列剌病　本所區花町二十四番地[illegible]業太田留次郎方止宿石尾鶴藏(三十八)南足立郡西新井村大字[illegible]次郎(五十七)の兩人は一昨日午後より眞症の虎列剌病に罹りたるを以て直ちに送院し又本郷區[illegible]込追分町三十一番地石川宗太郎方寄留川崎吉藏(十二)は昨日の午前二時頃より同病に罹り暫時にして死亡せりと云ふ

女武者　わかば

第五十八回　忠魂碑

名に負ふ淵水の水逆巻き落つる宇治の川、底は深く流れは急にして、折から淫雨の上りし斗りの時なれば、赤き事赭の如き濁水の渦を巴に捲いて滔々轟々と落ち下れど、二人は事ともせず、吾一にと先を爭ふ程に、四郎高綱早くも源太を乘拔けて一段斗り延びたりしが、忽ち水中に浮し張りたる大綱に馬の足を取られたるを、太刀を拔いて斫り拂ひ、矢よりも早き急流を斜めに渡して、彌と斗りに向ひの岸へと打上りぬ、源太景季も續いて渡しければ、二人は互に先陣の名乘を上げて、暫時馬を息はせけるに、斯くと見る東國勢の外の者に出來ざる事の有るべきかと、木曾勢矢風烈しき中を物ともせず、全軍潮の湧くが如くに、渡りければ、今井根井楯の黨必死となりて防ぎ戰ひ、東國方の大將勢多討取ると雖も、敵は大將軍九郎義經の麾にはげまされて、一度崩れては又盛返し、新手を入代へ戰ふ程に、木曾勢は漸く力弱りて、根井行親も重傷を追ひたり、[illegible]六郎は[illegible]の矢蝟の如く打懸けられ、早や討死と覺悟は定めたれど、君の安否の心許なく、亂軍の中を[illegible]とも[illegible]れず、支ふる敵を[illegible]にかけて[illegible]を開き、木曾が許へと馳せ來りぬ[illegible]は[illegible]の[illegible]を打ちて、[illegible]が[illegible]く[illegible]く一[illegible]に、[illegible]の[illegible]を[illegible]へ[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]出たせしが、[illegible]ゆる[illegible]き[illegible]なく[illegible]しけん、[illegible]る天下の[illegible]に、[illegible]の[illegible]に[illegible]す、[illegible]の[illegible]れたれば、[illegible]の[illegible]に[illegible]て[illegible]み立ちて出[illegible]の[illegible]て居たりしが、[illegible]一日[illegible]て[illegible]

も、大兵一時に[illegible]負ひて候、[illegible]なる定めし討死や致しひ入つて申せしが、[illegible]つて迎へす、[illegible]き。

[illegible]此處に至りては[illegible]ませて敵に渡さ[illegible]を牽かしめ、六[illegible]せ參せたり、身[illegible]紅の衣を[illegible]れ[illegible]れるか、右手に[illegible]して[illegible]下に立ちた[illegible]ましく[illegible]國の[illegible]へ攻め入り候べ[illegible]ちるべく、[illegible]仲[illegible]と[illegible]しける、曉々[illegible]め[illegible]と怪[illegible]賊魂を消し、[illegible]や出[illegible]んかと、[illegible]て居[illegible]しも、[illegible]木幡伏見[illegible]一敗[illegible]」と注進す、木[illegible]むなく臨幸の事[illegible]て、急ぎ門外へ[illegible]しぬ、人々始めて[illegible]たる風ひわり。
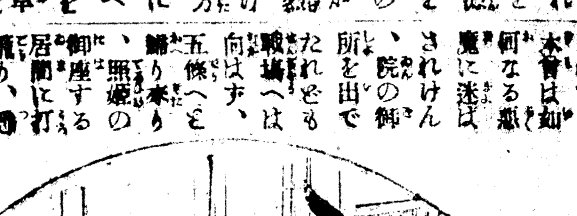
されど木曾は如何なる[illegible]魔に迷ひ[illegible]されけん、院の御所を出で、たれども戰場へは向はず、五條へと歸り來り御座する照姫の居間に打[illegible]り、[illegible]ぬ[illegible]れを惜みて時の[illegible]を[illegible]る[illegible]